

れいわ ねんの とはんとうじしん えいきょう あいだ かいしゃ
令和6年能登半島地震の影響で、しばらくの間、いまの会社で

じっしゅう はたら ひと かいしゃ はたら きよか
実習や働くことができない人は、ほかの会社で働くための許可

(※) をもらうことができる特別な対応をしています

(※) 「資格外活動許可」といいます

【許可をもらうことができる人】

つぎ あ ひと たいしょう
次のどちらにも当てはまる人が対象となります。

① こんかい じしん おお ひがい う す はたら
今回の地震で大きな被害を受けたところに住んでいて、働くための
ざいりゅうしかく も ひと
在留資格を持っている人

② こんかい じしん げんいん あいだ かいしゃ はたら
今回の地震が原因で、しばらくの間、いまの会社で働くことができな
いが、しばらく経ってから、いまの会社でまた働くことを予定している人

※ 「しばらくの間」とは、3か月を超えない期間です。

※ また、ほかの会社で働くことができる手続きをした人でも、元の会社の事情で、決められた期間が終わるまで
もと かいしゃ もと かいしゃ じじょう き きかん お
に元の会社に戻ることができなかった人は、もう一度、ほかの会社で働くことができます。

【許可の内容】

いち じかん はたら
1日に8時間まで働くことができます

【許可の期限】

はたら きよか きげん ひ げつかん
働くことができるのは、許可をもらった日から3か月間です。

ただし、許可をもらってから3か月後の日が、在留期間の終わりの日を超える場合
は、在留期間の終わりの日が期限です。

くわ しゅつにゆうこくざいりゅうかんりちよう
詳しいことは、出入国在留管理庁のホームページ

(https://www.moj.go.jp/isa/10_00182.html)を見てください。

